

令和 7 年 3 月 4 日
消 費 者 庁

特定商取引法に基づく行政処分について

中部経済産業局が特定商取引法に基づく行政処分を実施しましたので公表します。

本件は、特定商取引法第 69 条第 3 項の規定に基づき、消費者庁長官の権限委任を受けた中部経済産業局長が実施したものです。

令和 7 年 3 月 4 日

特定商取引法違反の事業者に対する取引等停止命令(18 か月)及び指示並びに当該事業者の代表取締役に対する業務禁止命令(18 か月)について

中部経済産業局は、化粧品及び健康食品を販売している連鎖販売業者である株式会社SEED（本店所在地：東京都墨田区）（注）（以下「SEED」といいます。）に対し、令和7年3月3日、特定商取引法第39条第1項の規定に基づき連鎖販売取引の一部等（勧誘（勧誘者に行わせることも含みます。申込受付も同じ。））、申込受付及び契約締結）を、令和7年3月4日から令和8年9月3日までの18か月間、停止するよう命じました。
（注）同名の別法人と間違えないよう本店所在地なども確認してください。

あわせて、中部経済産業局は、SEEDに対し、特定商取引法第38条第1項の規定に基づき、再発防止策を講ずるとともに、コンプライアンス体制を構築することなどを指示しました。

また、中部経済産業局は、SEEDの代表取締役である坂本 周三（さかもと しゅうぞう）に対し、特定商取引法第39条の2第1項の規定に基づき、令和7年3月4日から令和8年9月3日までの18か月間、前記取引等停止命令により停止を命ずる範囲の連鎖販売取引に係る業務を新たに開始すること（当該業務を営む法人の当該業務を担当する役員となることを含みます。）の禁止を命じました。

なお、本処分は、特定商取引法第69条第3項の規定に基づき、消費者庁長官の権限委任を受けた中部経済産業局長が実施したものです。

1 処分対象事業者

- (1) 名 称：株式会社 SEED（注）
（法人番号：4010401160058）
 - (2) 本店所在地：東京都墨田区両国二丁目 17 番 10－902 号
 - (3) 代 表 者：代表取締役 坂本 周三
 - (4) 設 立：令和 3 年 5 月 10 日
 - (5) 資 本 金：100 万円
 - (6) 取 引 類 型：連鎖販売取引
 - (7) 取 扱 商 品：化粧品、健康食品
- （注）同名の別法人と間違えないよう本店所在地なども確認してください。

2 特定商取引法に違反する行為

- (1) 氏名等の明示義務に違反する行為（統括者の名称、勧誘目的及び商品の種類の不明示）（特定商取引法第 33 条の 2）
- (2) 勧誘目的を告げずに誘引した者に対する公衆の出入りしない場所における勧誘（特

定商取引法第34条第4項)

- (3) SEED の統括する一連の連鎖販売業に係る連鎖販売契約の締結について迷惑を覚えさせるような仕方で勧誘をする行為（特定商取引法第38条第1項第3号）

なお、SEEDは、中部経済産業局及び石川県が令和4年3月1日に特定商取引法第39条第1項の規定に基づく取引等停止命令等の行政処分を行った株式会社ARK（以下「ARK」という。）から従業員の大半を引き継いで、ARKに対する行政処分の理由となった違反行為と同様の違反行為を行っています。

- 3 中部経済産業局がした各行政処分の詳細は、以下の各別紙のとおりです。

別紙1：SEED に対する行政処分の概要

別紙2：坂本周三に対する行政処分の概要

【本件に関するお問合せ（消費者の皆様）】

本件に関するお問合せにつきましては、消費者庁から権限委任を受けて消費者庁と共に特定商取引法を担当している経済産業局の消費者相談室で承ります。お近くの経済産業局まで御連絡ください。

なお、本件に係る消費者と事業者間の個別トラブルにつきましては、お話を伺った上で、他機関の紹介などのアドバイスは行いますが、あっせん・仲介を行うことはできませんので、あらかじめ御了承ください。

北海道経済産業局消費者相談室	011-709-1785
東北経済産業局消費者相談室	022-261-3011
関東経済産業局消費者相談室	048-601-1239
中部経済産業局消費者相談室	052-951-2836
近畿経済産業局消費者相談室	06-6966-6028
中国経済産業局消費者相談室	082-224-5673
四国経済産業局消費者相談室	087-811-8527
九州経済産業局消費者相談室	092-482-5458
沖縄総合事務局経済産業部消費者相談室	098-862-4373

本件に係る消費者と事業者間の個別トラブルについて、相談・あつせんを要望される場合には、以下を御利用ください。

- 消費者ホットライン（全国統一番号） 188（局番なし）
身近な消費生活相談窓口を御案内します。
※一部の IP 電話、プリペイド式携帯電話からは御利用いただけません。
- 最寄りの消費生活センターを検索する。
<https://www.kokusen.go.jp/map/index.html>

株式会社S E E Dに対する行政処分概要

1 事業概要

株式会社S E E D（以下「S E E D」という。）は、「ボーナス」と称する利益を収受し得ることをもって、「SHINYシリーズ」と称する化粧品及び健康食品（以下「本件商品」という。）の販売をあっせんする者（以下「会員」という。）を誘引し、その者と本件商品の購入を伴う本件商品の販売に係る取引を行っている。

当該利益は、特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号。以下「特定商取引法」という。）第33条第1項に規定する特定利益に該当し、本件商品の購入は同項に規定する特定負担（以下「特定負担」という。）に該当することから、S E E Dは、同項に規定する連鎖販売業（以下「連鎖販売業」という。）を行っている。

2 処分の内容

(1) 取引等停止命令

S E E Dは、令和7年3月4日から令和8年9月3日までの間、S E E Dがその統括する一連の連鎖販売業に係る以下のアからウまでの事項を停止すること。

ア S E E Dが行う連鎖販売取引（特定商取引法第33条第1項に規定する連鎖販売取引をいう。以下同じ。）について勧誘を行い、又は同社がその統括する一連の連鎖販売業に係る連鎖販売取引について勧誘を行わせる者（特定商取引法第33条の2に規定する勧誘者をいう。以下「勧誘者」という。）に勧誘を行わせること。

イ S E E Dが行う連鎖販売取引についての契約の申込みを受け、又は勧誘者に当該取引に係る契約の申込みを受けさせること。

ウ S E E Dが行う連鎖販売取引についての契約を締結すること。

(2) 指示

勧誘者は、特定商取引法第33条の2に規定する氏名等の明示義務に違反する行為（統括者の名称、勧誘目的及び商品の種類の不明示）及び特定商取引法第34条第4項の規定により禁止される勧誘目的を告げずに誘引した者に対する公衆の出入りする場所以外の場所において特定負担を伴う取引についての契約の締結について勧誘をする行為並びに特定商取引法第38条第1項第3号に掲げる連鎖販売業に係る連鎖販売契約を締結しない旨の意思を表示している者に対し、当該連鎖販売契約の締結について迷惑を覚えさせるような仕方で勧誘することに該当する行為をしていた。かかる行為は、特定商取引法に違反し、又は特定商取引法に規定する指示対象行為に該当するものであることから、S E E Dは、当該行為の発生原因について、調査分析の上検証し、再発防止策を講ずるとともに、コンプライアンス体制を構築し、これをS E E Dの役員、従業員及び会員に、前記（1）の取引等停止命令に係る取引等を再開するまでに周知徹底すること。

3 処分の根拠となる法令の条項

特定商取引法第38条第1項及び第39条第1項

4 処分の原因となる事実

勧誘者は、以下のとおり、特定商取引法の規定に違反し、又は特定商取引法に規定する指示対象行為に該当する行為をしており、中部経済産業局は、S E E Dには、連鎖販売取引の公正及び連鎖販売取引の相手方の利益が著しく害されるおそれがあると認定した。

(1) 氏名等の明示義務に違反する行為(統括者の名称、勧誘目的及び商品の種類の不明示(特定商取引法第33条の2))

勧誘者は、少なくとも令和4年12月から令和5年8月までの間に、S E E Dがその統括する一連の連鎖販売業に係る連鎖販売取引(以下「本件連鎖販売取引」という。)をしようとするとき、その勧誘に先立って、その相手方に対し、「ボウリングするんですけど来ませんか」、「社会人サークルみたいな感じです」などと告げるのみで、統括者の名称、特定負担を伴う取引についての契約の締結について勧誘をする目的である旨及び当該勧誘に係る商品の種類を明らかにしていなかった。

(2) 勧誘目的を告げずに誘引した者に対する公衆の出入りしない場所における勧誘(特定商取引法第34条第4項)

勧誘者は、少なくとも令和4年12月から令和5年2月までの間に、本件連鎖販売取引についての特定負担を伴う取引についての契約の締結について勧誘をするためのものであることを告げずに、メッセージアプリのLINE(以下「LINE」という。)の通話機能により、特定の場所への来訪を要請する方法により誘引した者に対し、公衆の出入りする場所以外の場所において、当該契約の締結について勧誘をした。

(3) S E E Dの統括する一連の連鎖販売業に係る連鎖販売契約の締結について迷惑を覚えさせるような仕方で勧誘をする行為(特定商取引法第38条第1項第3号)

勧誘者は、少なくとも令和5年6月から同年8月までの間に、「やめときます」、「つぎ込んだお金に見合った儲けは見込めないと思います」などと、S E E Dの統括する一連の連鎖販売業に係る連鎖販売契約を締結しない旨の意思を表示した者に対し、「続けていれば必ずリターンがある」、「絶対にやったほうがいい」などと、不適當な時間帯、長時間にわたり、当該連鎖販売契約の締結について迷惑を覚えさせるような仕方で勧誘をした。

5 勧誘事例

【事例1】(氏名等の明示義務に違反する行為(統括者の名称、勧誘目的及び商品の種類の不明示)及び勧誘目的を告げずに誘引した者に対する公衆の出入りしない場所における勧誘)

令和4年12月から令和5年2月までの間に、勧誘者Zは、消費者Aに対し、LINEの通話機能により、「ボウリングするんですけど来ませんか」、「社会人サークルみたいな感じです」などと告げ、ボウリング場に来るように求めた。後日、ボウリング場において、勧誘者Zは、勧誘者Yを消費者Aに紹介し、消費者Aを含む複数人とボウリングを行った後、勧誘者Zは、消費者Aに対し、「この後いつも借りている場所で何人が集まって遊ぶんですけど来ませんか」などと告げた上、SEEDの事務所に連れて行った。

この時点までに、勧誘者Z及び勧誘者Yは、消費者Aに対し、特定負担を伴う取引についての契約の締結について勧誘をするためのものであることを告げたことはなかった。

SEEDの事務所において、勧誘者Z及び勧誘者Yは、消費者Aに対し、「自分たちは、シードという会社の応援団みたいなことをやっているんだよ」、「友人などを会員になるよう誘って、その入会した人数に応じて報酬が貰えるという仕組みのビジネスなんだ」などと告げて本件連鎖販売取引に係る契約について勧誘をしたが、その勧誘に先立って、勧誘者Z及び勧誘者Yは、消費者Aに対し、SEEDの名称、特定負担を伴う取引についての契約の締結について勧誘をする目的である旨及び当該勧誘に係る商品の種類を告げていなかった。

【事例2】（氏名等の明示義務に違反する行為（統括者の名称、勧誘目的及び商品の種類の不明示）及びSEEDの統括する一連の連鎖販売業に係る連鎖販売契約の締結について迷惑を覚えさせるような仕方で勧誘をする行為）

令和5年6月から同年8月までの間に、勧誘者Xは、SEEDの事務所において、消費者Bに対し、「ネットワークビジネスって聞いたことある」、「ネットワークビジネスはね、我々の会社の会員になって、友人をどんどん紹介すれば、紹介して入会した人数に応じて報酬が貰えるという仕組みのビジネスなんだ」などと告げて本件連鎖販売取引に係る契約について勧誘をしたが、その勧誘に先立って、勧誘者Xは、「こんばんは、Xといいます」などと告げたのみで、消費者Bに対し、SEEDの名称、特定負担を伴う取引についての契約の締結について勧誘をする目的である旨及び当該勧誘に係る商品の種類を告げていなかった。

消費者Bは、「やめときます」、「つぎ込んだお金に見合った儲けは見込めないと思います」などと本件連鎖販売取引に係る契約を締結しない旨の意思を表示したにもかかわらず、勧誘者Xは、消費者Bに対し、「続けていれば必ずリターンがある」、「絶対にやったほうがいい」などと告げた上、午後11時30分頃から日付をまたいだ翌日の午前3時頃までの深夜の不適当な時間帯に約3時間半という長時間にわたり勧誘を継続し、消費者Bは、本件連鎖販売取引に係る契約を締結した。

坂本周三に対する行政処分概要

1 名宛人

坂本 周三（以下「坂本」という。）

2 処分の内容

坂本が、令和7年3月4日から令和8年9月3日までの間、以下の（１）から（３）までの事項の業務を新たに開始すること（当該業務を営む法人の当該業務を担当する役員（業務を執行する社員、取締役、執行役、代表者、管理人又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役、代表者、管理人又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）となることを含む。）を禁止する。

- （１）特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号。以下「特定商取引法」という。）第33条第1項に規定する連鎖販売業（以下「連鎖販売業」という。）に係る連鎖販売取引（以下「連鎖販売取引」という。）について勧誘を行い、又は特定商取引法第33条第2項に規定する統括者がその統括する一連の連鎖販売業に係る連鎖販売取引について勧誘を行わせる者（特定商取引法第33条の2に規定する勧誘者をいう。以下「勧誘者」という。）に勧誘を行わせること。
- （２）連鎖販売取引についての契約の申込みを受け、又は勧誘者に当該取引に係る契約の申込みを受けさせること。
- （３）連鎖販売取引についての契約を締結すること。

3 処分の根拠となる法令の条項

特定商取引法第39条の2第1項

4 処分の原因となる事実

- （１）別紙1のとおり、株式会社SEED（以下「SEED」という。）に対し、特定商取引法第39条第1項の規定に基づき、SEEDが行う連鎖販売取引の一部等を停止すべき旨を命じた。
- （２）坂本は、SEEDの代表取締役であり、かつ、SEEDが停止を命ぜられた業務の遂行に主導的な役割を果たしていた。